



発行 新潟県  
**第6号**  
 平成29年1月24日  
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 59 自衛隊員の募集(市町村課)
- 60 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 61 道路の区域変更(道路管理課)
- 62 道路の供用開始(道路管理課)
- 63 道路の区域変更(道路管理課)
- 64 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

- 争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)
- 林業種苗生産事業者講習会の開催(治山課)

選挙管理委員会告示

- 4 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第59号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員(平成29年3・4月入隊)の募集を次のとおり行う。

平成29年1月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象			募 集 期 間
男女別	要員区分	採用予定数	
自衛官 候補生 男 子	陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	若干名	平成29年2月20日(月)まで (現在受付中)

2 試験期日及び試験会場

試 験 期 日 等	試 験 会 場
○第1回採用試験 終了しました。	/
○第2回採用試験 終了しました。	
○第3回採用試験 終了しました。	
○第4回採用試験 終了しました。	

○第5回採用試験 ※試験期日 平成29年3月4日(土) ※合格発表 平成29年3月17日(金)	陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)
---	--------------------------------

※ 期日及び会場は、変更する場合があります。

### 3 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部出張所、地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

### 4 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせをすること。

## ◎新潟県告示第60号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営伊米ヶ崎地区区画整理(ほ場整備担い手育成型)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月24日

新潟県魚沼地域振興局長

### 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

### 2 縦覧に供する期間

平成29年1月25日から平成29年2月21日まで

### 3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

### 4 その他

#### (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

#### (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第61号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年1月24日

新潟県知事 米山 隆一

### 1 道路の種類 一般国道

### 2 路線名 117号

### 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙852番1から	新	30.0～77.5メートル	159.6メートル
同郡同町大字芦ヶ崎乙722番1まで	旧	30.0～74.2メートル	159.6メートル

## ◎新潟県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年1月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間  
中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙852番1から同郡同町大字芦ヶ崎乙722番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月24日

## ◎新潟県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年1月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字外丸丁3618番1から	新	7.8～18.5メートル	51.1メートル
同郡同町大字外丸丁3616番1まで	旧	7.8～14.0メートル	51.1メートル

## ◎新潟県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年1月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間  
中魚沼郡津南町大字外丸丁3618番1から同郡同町大字外丸丁3616番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月24日

公 告

**争議行為を行う旨の通知について（公告）**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年 1月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項  
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間  
平成29年 1月25日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所  
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要  
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

**林業種苗生産事業者講習会の開催について（公告）**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条の規定により、平成28年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成29年 1月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 講習会の日時  
平成29年 2月21日(火) 午前10時から午後 5時まで
- 2 講習会の場所  
新潟市中央区新光町 4番地 1 新潟県庁行政庁舎507会議室
- 3 講習会の対象者  
新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者、並びにその生産事業に従事している者及び従事しようとする者
- 4 受講手続  
新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書に受講手数料（新潟県収入証紙14,000円）を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林（水産）振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に平成29年 2月10日までに提出すること。

**選挙管理委員会告示**

**◎新潟県選挙管理委員会告示第4号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成29年 1月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
長岡市社会福祉センター	長岡市表町 2丁目 2番地 21 (旧長岡市水道町 3丁目 5番 30号)	多目的ホール	196.00	平成 29年 1月 10日
		会議室	35.00	
		(旧大ホール)	(旧 206.75)	